

工業技術院設置法の一部を改正する法律案

工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「通商産業省」を「文化科学省」に改める。

第三条第六号中「通商産業省の所掌に係る事業に関する」を「鉱業及び工業の」に改める。

第五条中「通商産業省令」を「文化科学省令」に改める。

第六条中「通商産業大臣」を「文化科学大臣」に、「通商産業省令」を「文化科学省令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

（経過措置等）

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、行政改革を推進するため、工業技術院を文化科学省に置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。